

三重労働局発表
平成23年9月1日(木)
※ 午前8時30分解禁

担	三重労働局労働基準部賃金室 賃金室長 田中尚則 賃金指導官 馬場祐一
当	電話 059-226-2108

**10月1日から
三重県最低賃金は、時間額717円になります！
— 三重県最低賃金の改正について —**

三重労働局長（藤井 礼一）は、9月1日、三重県最低賃金を、現行の「時間額714円」から3円引き上げ、「時間額717円」に改正することを公示する。

1 改正の経過

本年7月8日、三重労働局長は、三重地方最低賃金審議会（会長 伊藤 武生）（以下「審議会」という。）に対して、三重県最低賃金の改正について諮問した。

同審議会は、これを受けて慎重に審議を重ねた結果、8月5日、三重労働局長に対して、「三重県最低賃金を時間額717円に改正決定する。」との答申を行った。

三重労働局長は、この答申を受け要旨を公示した結果、異議の申出があり、当該異議の内容及び理由について審議会に8月23日に諮問を行った。

審議会で審議した結果、「答申どおり決定するが適当である。」との答申を受け、三重県最低賃金を現行の「時間額714円」から「時間額717円」に改正決定することとした。

なお、この最低賃金は、本年10月1日（発効日）から、三重県内で働くアルバイトやパートタイム労働者等を含む全ての労働者に適用される。

ただし、特定の産業（7業種）に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が定められており、こちらが適用されることとなる。

2 今後の対応

使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力（ポスター・リーフレットの配布、各種広報誌等への掲載）を得て、広く使用者、労働者等にその周知を図る。さらに最低賃金の引き上げに向けた中小企業への支援事業も引き続き着実な周知を図り、円滑な実施に努める。

3 資料

- (1) 三重県内の最低賃金一覧表（平成23年10月1日改正）
- (2) 最低賃金年次別改定状況

三重県最低賃金が改定されました。

発効日：平成23年10月1日

時間額

3円 UP

714円 → 717円

必ずチェック
最低賃金



使用者も、労働者も。



* お問い合わせは三重労働局労働基準部賃金室
TEL059-226-2108へ

三重県内の最低賃金

三重県最低賃金

時間額 **717** 円 (平成23年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇い入れ後3月未満（「ガラス・同製品製造業」及び「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者
- また、派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県紡績業最低賃金 ※ 平成22年度より三重県最低賃金を適用	時間額	717円	平成23年10月1日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額	776円	平成23年1月8日
三重県鋁鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金	日額	5,907円	平成10年12月15日
	時間額	739円	
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	796円	平成23年1月8日
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	時間額	793円	平成23年1月8日
三重県一般機械器具製造業最低賃金	時間額	762円	平成15年12月15日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	781円	平成23年1月8日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	818円	平成23年1月8日

詳細については、三重労働局賃金室（TEL059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へお尋ねください。
三重労働局ホームページ(<http://www.mie.plb.go.jp/>)にも掲載しています。

三重県最低賃金（地域別最低賃金）の推移

効力発生日	時間額（円）	引上げ額（円）	対前年上昇率（％）
1. 10. 4	497 円	19 円	3.97 %
2. 10. 4	521 円	24 円	4.83 %
3. 10. 2	547 円	26 円	4.99 %
4. 10. 2	571 円	24 円	4.39 %
5. 10. 1	589 円	18 円	3.15 %
6. 10. 1	602 円	13 円	2.21 %
7. 10. 1	616 円	14 円	2.33 %
8. 10. 1	629 円	13 円	2.11 %
9. 10. 1	642 円	13 円	2.07 %
10. 10. 1	652 円	10 円	1.56 %
11. 10. 1	658 円	6 円	0.92 %
12. 10. 1	663 円	5 円	0.76 %
13. 10. 1	667 円	4 円	0.60 %
14. 10. 1	667 円	0 円	0.00 %
16. 10. 1	668 円	1 円	0.15 %
17. 10. 1	671 円	3 円	0.45 %
18. 10. 1	675 円	4 円	0.60 %
19. 10. 27	689 円	14 円	2.07 %
20. 10. 26	701 円	12 円	1.74 %
21. 10. 1	702 円	1 円	0.14 %
22. 10. 22	714 円	12 円	1.71 %
23. 10. 1	717 円	3 円	0.42 %